

“健康”と“自立”を支えます 『介護保険制度』

4月から、「介護保険制度」が変わります。改正のポイントは「介護予防」と「自立支援」。なるべく要介護にならないように、また、要介護の状態が悪化しないように、利用者の健康状態や目標に沿ったサービスの提供が始まります。介護予防サービスの中核となるのは、ふれあいセンター内に新設される「地域包括支援センター」です。今回は、支援センターの特徴や役割と併せ、新しい介護保険制度の要点を紹介します。

予防重視型サービスをめざし 「地域包括支援センター」を新設

ふれあいセンター内

できないことを補うサービスから、できることを引き出すサービスへ。「介護保険制度」に、4月から「予防重視型システム」という新しい枠組みが導入されます。これは、介護予防や自立支援を進めることで元気な高齢者を増やし、介護保険制度が将来にわたって継続できる環境を整えようというものです。

新制度の対象は 要支援・自立の方

制度の変更点や特徴は、図①のとおり。まず、要介護の区分が6段階から7段階に細分化されます。このうち「要支援1」、

「要支援2」に認定された方は「新予防給付」の対象となり、家事や入浴、リハビリなど、自立につながる訪問サービスが受けられます。また、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善をめざすための施設利用も可能です。

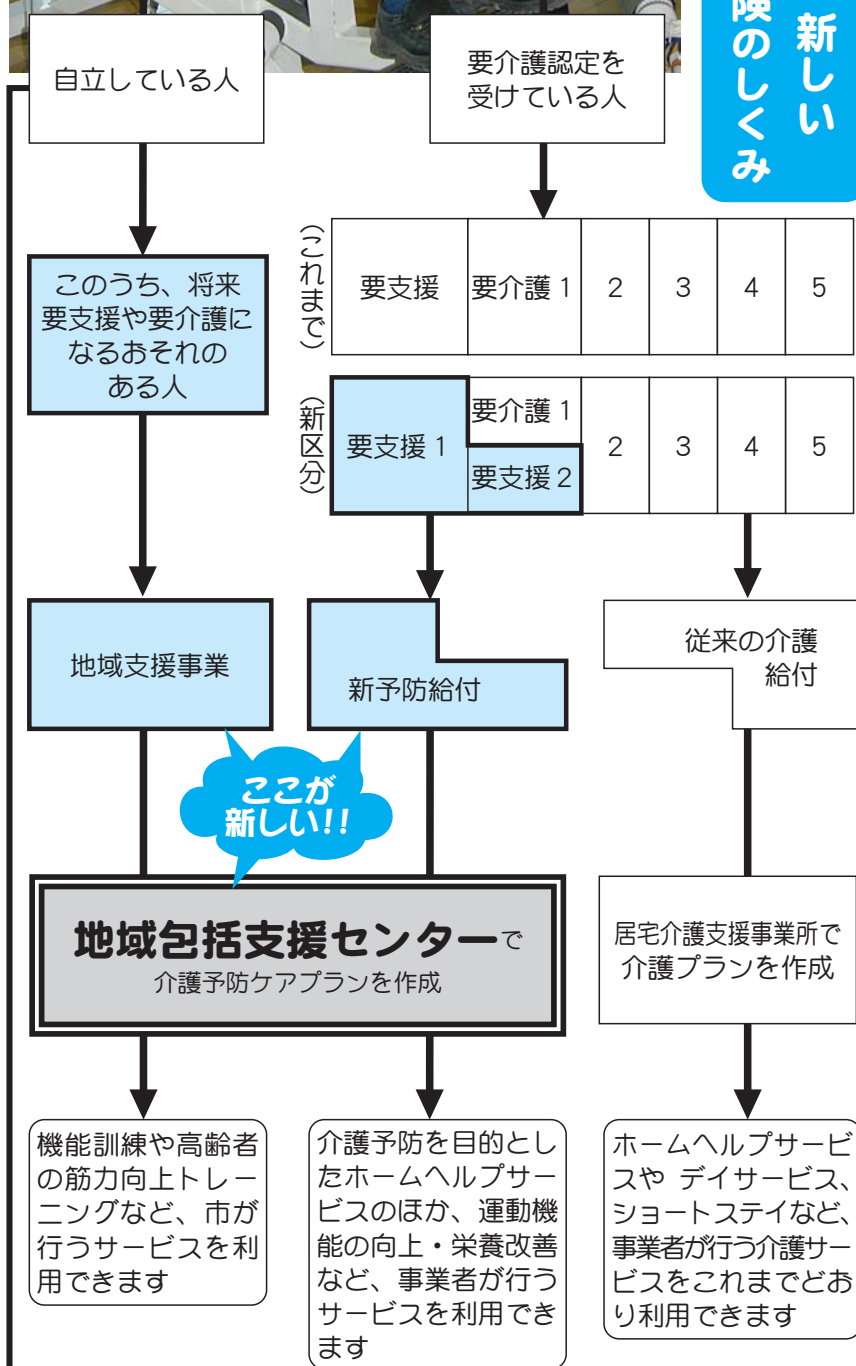
一方、介護認定で「非該当（自立）」となり、将来、要支援や要介護になるおそれのある方は、「地域支援事業」をご利用ください。地域支援事業では、運動機能や栄養改善の向上はもちろん、うつ病や閉じこもり、認知症（痴呆症）を防ぐための助言、サービスを提供します。



高齢者の筋力向上トレーニング

65歳以上の高齢者

（図①）新しい 介護保険のしくみ



ここが新しい!!

一人ひとりに合った「介護プラン」を作成
「介護予防プラン」の作成対象となる方の「介護予防プラン」を作成するのは、ふれあいセンター内に新設される「地域包括支援センター」です。これは、「在宅介護支援センター」に代わって市が設置する中立・公正な組織。保健師と社会福祉士、主任介護支援専門員などの職員を配置し、「介護予防マネジメント」や「高齢

者・家族への相談・支援」、「虐待の防止・早期発見」など各種の事業を担っていきます。利用者の皆さんには、希望する生活や目標についてセンター職員と相談しながらプランを決定し、それに合うサービス提供事業者を選ん でいただきます。同センターでは、皆さんがサービスの利用を始めてから一定期間ごとに、目標が達成されたかを評価します。さらに、必要に応じて

プランを見直すなど、「こつこつ生活をしていきたい」「こんな夢を実現したい」という一人ひとりの意欲を、きめ細かく見守ります。このように、高齢者の多くが健康で自立した生活を送れるようになれば、本人や家族に
とって好ましいばかりか、介護給付費用の軽減、活力ある社会の実現にもつながります。なお、長狭・江見・天津小湊の各地区には、身近な窓口「高齢者相談センター」が設けられ、地域包括支援センターと連携しながら、
24時間体制で介護相談を受け付けます。各相談センターの設置施設は、図②のとおりです。どうぞ、気軽にご利用ください。詳しくは、ふれあいセンターの健康管理課 介護係係（☎7093-7111）へ。

（図②）市の介護支援体制

地域包括支援センター
(八色：ふれあいセンター内)
☎ (7093) 1200

保健師
社会福祉士
主任介護支援専門員
専門職員

【長狭地区】 ☎ (7098) 1000 高齢者相談センター (大幡：めぐみの里)	【江見地区】 ☎ (7093) 6789 高齢者相談センター (大海：エビハフ病院)	【天津小湊地区】 ☎ (7099) 5611 高齢者相談センター (天津：千の風・清澄)
----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

※健康で自立している高齢者の方は、「転倒予防教室」や「高齢者健康教室」など、市が行う介護予防サービスを利用できます